

使用料規程取扱細則  
(第2章第5節オーディオ録音)

(目的)

第1条 本細則は、使用料規程第1章総則の備考に基づき、同規程第2章第5節オーディオ録音の規定の運用にあたり適用する減額措置を定めることにより、著作物の適正且つ円滑な利用を促進することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本細則は、使用料規程第2章第5節オーディオ録音の規定のうち、1及び3の規定(以下「本規定」という。)が適用となる録音物製作者(以下「利用者」という。)が当協会との間に著作物利用許諾契約を締結して支払う使用料に対して適用する。

(電子的方式による申請・報告に対する措置)

第3条 当協会は、利用者が著作物利用許諾条項に則り、利用申請及び利用実績に関する正確な報告を当協会の指定する様式に従って期日までに電子的方式にて履行した場合、本規定を適用して算定される使用料から5%減額できるものとする。

(包括契約に対する措置)

第4条 当協会は、別に定める条件を満たした利用者との間で、当協会の管理著作物の利用を包括的に許諾する著作物利用許諾契約(以下「包括契約」という。)を締結した場合、業務の円滑化、効率化への寄与に対して以下のとおり区分し、それぞれに定める率を本規定を適用して算定される使用料から減額できるものとする。

- (1) 当該包括契約者の市販用・業務用及び通販用録音物(当協会の指定する者による監査で確認した販売・流通経路において当該包括契約者の管理下にあるものを含む) 20%

なお、前条に定める減額措置が適用となる場合は、本規定を適用して算定される使用料から、本号に定める率とあわせて25%を減額できるものとする。

ただし、新たに包括契約を締結する場合は、当初の2年間を包括契約移行に伴う契約履行状況の評価期間とし、本号に定める率を、初年度5%、次年度10%と読み替える。

- (2) 当該包括契約者の製造受託盤など随時製作される(1)以外の録音物 3%

なお、前条に定める減額措置が適用となる場合は、本規定を適用して算定される使用料から、本号に定める率とあわせて8%を減額できるものとする。

(新規開発製品に対する措置)

第5条 当協会は、新たに開発された媒体を用いて発売される製品について当協会が承認した場合、本規定を適用して算定される使用料から、次の範囲内で減額できるものとする。

- ① 適用期間は、当該製品が最初に発売されてから3年以内とする。
- ② 減額率は、その上限を20%とし、年次段階的に減ずる。

なお、第3条及び第4条に定める減額措置が適用となる場合は、その措置により算定される使用料から本条に定める率を減額するものとする。

(減額の取り消し)

第6条 当協会は、録音物利用著作物明細の申請、使用料の支払等について利用者による契約義務違反が生じた場合、第3条乃至第5条に定める各減額措置を取り消すことができるものとする。

(細則の変更)

第7条 本細則は、使用料規程が変更された場合その他必要がある場合には変更することがある。

附則

(実施期日)

この細則は、平成19年4月1日から実施する。

使用料規程取扱細則  
(第2章第13節 CD グラフィックス等)

(目的)

第1条 本細則は、使用料規程第1章総則の備考に基づき、同規程第2章第13節 CD グラフィックス等の規定の運用にあたり適用する減額措置を定めることにより、著作物の適正且つ円滑な利用を促進することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本細則は、使用料規程第2章第13節 CD グラフィックス等の規定（以下「本規定」という。）が適用となる録音物製作者（以下「利用者」という。）が当協会との間に著作物利用許諾契約を締結して支払う使用料に対して適用する。

(電子的方式による申請・報告に対する措置)

第3条 当協会は、利用者が著作物利用許諾条項に則り、利用申請及び利用実績に関する正確な報告を当協会の指定する様式に従って期日までに電子的方式にて履行した場合、本規定を適用して算定される使用料から5%減額できるものとする。

(包括契約に対する措置)

第4条 当協会は、別に定める条件を満たした利用者との間で、当協会の管理著作物の利用を包括的に許諾する著作物利用許諾契約（以下「包括契約」という。）を締結した場合、業務の円滑化、効率化への寄与に対して以下のとおり区分し、それぞれに定める率を本規定を適用して算定される使用料から減額できるものとする。

- (1) 当該包括契約者の市販用・業務用及び通販用録音物（当協会の指定する者による監査で確認した販売・流通経路において当該包括契約者の管理下にあるものを含む） 20%

なお、前条に定める減額措置が適用となる場合は、本規定を適用して算定される使用料から、本号に定める率とあわせて25%を減額できるものとする。

ただし、新たに包括契約を締結する場合は、当初の2年間を包括契約移行に伴う契約履行状況の評価期間とし、本号に定める率を、初年度5%、次年度10%と読み替える。

- (2) 当該包括契約者の製造受託盤など随時製作される（1）以外の録音物 3%

なお、前条に定める減額措置が適用となる場合は、本規定を適用して算定される使用料から、本号に定める率とあわせて8%を減額できるものとする。

(新規開発製品に対する措置)

第5条 当協会は、新たに開発された媒体を用いて発売される製品について当協会が承認した場合、本規定を適用して算定される使用料から、次の範囲内で減額できるものとする。

- ① 適用期間は、当該製品が最初に発売されてから3年以内とする。
- ② 減額率は、その上限を20%とし、年次段階的に減ずる。

なお、第3条及び第4条に定める減額措置が適用となる場合は、その措置により算定される使用料から本条に定める率を減額するものとする。

(減額の取り消し)

第6条 当協会は、録音物利用著作物明細の申請、使用料の支払等について利用者による契約義務違反が生じた場合、第3条乃至第5条に定める各減額措置を取り消すことができるものとする。

(細則の変更)

第7条 本細則は、使用料規程が変更された場合その他必要がある場合には変更することがある。

附則

(実施期日)

この細則は、平成19年4月1日から実施する。

使用料規程取扱細則  
(第2章第14節カラオケ用ICメモリーカード)

(目的)

第1条 本細則は、使用料規程第1章総則の備考に基づき、同規程第2章第14節カラオケ用ICメモリーカードの規定の運用にあたり適用する減額措置を定めることにより、著作物の適正且つ円滑な利用を促進することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本細則は、使用料規程第2章第14節カラオケ用ICメモリーカードの規定(以下「本規定」という。)が適用となる録音物製作者(以下「利用者」という。)が当協会との間に著作物利用許諾契約を締結して支払う使用料に対して適用する。

(電子的方式による申請・報告に対する措置)

第3条 当協会は、利用者が著作物利用許諾条項に則り、利用申請及び利用実績に関する正確な報告を当協会の指定する様式に従って期日までに電子的方式にて履行した場合、本規定を適用して算定される使用料から5%減額できるものとする。

(包括契約に対する措置)

第4条 当協会は、別に定める条件を満たした利用者との間で、当協会の管理著作物の利用を包括的に許諾する著作物利用許諾契約(以下「包括契約」という。)を締結した場合、業務の円滑化、効率化への寄与に対して以下のとおり区分し、それぞれに定める率を本規定を適用して算定される使用料から減額できるものとする。

- (1) 当該包括契約者の市販用・業務用及び通販用録音物(当協会の指定する者による監査で確認した販売・流通経路において当該包括契約者の管理下にあるものを含む) 20%

なお、前条に定める減額措置が適用となる場合は、本規定を適用して算定される使用料から、本号に定める率とあわせて25%を減額できるものとする。

ただし、新たに包括契約を締結する場合は、当初の2年間を包括契約移行に伴う契約履行状況の評価期間とし、本号に定める率を、初年度5%、次年度10%と読み替える。

- (2) 当該包括契約者の製造受託盤など随時製作される(1)以外の録音物 3%

なお、前条に定める減額措置が適用となる場合は、本規定を適用して算定される使用料から、本号に定める率とあわせて8%を減額できるものとする。

(新規開発製品に対する措置)

第5条 当協会は、新たに開発された媒体を用いて発売される製品について当協会が承認した場合、本規定を適用して算定される使用料から、次の範囲内で減額できるものとする。

- ① 適用期間は、当該製品が最初に発売されてから3年以内とする。
- ② 減額率は、その上限を20%とし、年次段階的に減ずる。

なお、第3条及び第4条に定める減額措置が適用となる場合は、その措置により算定される使用料から本条に定める率を減額するものとする。

(減額の取り消し)

第6条 当協会は、録音物利用著作物明細の申請、使用料の支払等について利用者による契約義務違反が生じた場合、第3条乃至第5条に定める各減額措置を取り消すことができるものとする。

(細則の変更)

第7条 本細則は、使用料規程が変更された場合その他必要がある場合には変更することがある。

附則

(実施期日)

この細則は、平成19年4月1日から実施する。